# 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領

農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知制 定 平成28年1月20日付け27生畜第1621号 最終改正 平成28年5月18日付け28生畜第282号

#### 第1 趣旨

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業の実施については、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところよるものとする。

## 第2 畜産クラスター協議会の要件

実施要綱第2の1の農林水産省生産局長が別に定める畜産クラスター協議会の要件は、次のとおりとする。

- 1 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を 定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 畜産を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う者が参画していること。

#### 第3 畜産クラスター計画の基準

実施要綱第2の2の生産局長が別に定める畜産クラスター計画の基準は、次のとおりとする。

- 1 次の全ての項目が記載されていること。
- (1) 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
- (2) 畜産クラスター計画の目的
- (3) 畜産クラスター協議会の取組内容
- (4) 畜産クラスター協議会の行動計画
- (5) 畜産クラスター計画の中心的な経営体(実施要綱第2の3の中心的な経営体 をいう。以下同じ。)の概要
- (6) 畜産クラスター計画の取組により期待される効果
- 2 生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益 性の向上に資する計画と認められること。
- 3 地域の畜産における中心的な経営体への再編・合理化又は中心的な経営体と畜産 農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。
- 4 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3第1 項の規定に基づく都道府県計画等と整合が図られていること。
- 5 畜産クラスター計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。
- (1) 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること。
- (2) 協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること。
- (3) 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること。
- (4) 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性向上の取組が行われること。
- (5) 中心的な経営体の取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要な ものであり、中心的な経営体以外の者との連携が継続的に行われるものである

こと。

(6) 中心的な経営体が参画する取組は、地域内の畜産農家等との預託や売買等による家畜の引受けにより、整備する施設等の規模に応じて平均飼養規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものであること。

#### 第4 総合評価

実施要綱第4の1の(1)及び(2)の事業に係る総合評価基準は、別添1のと おりとする。

### 第5 事業の細目及び具体的な手続等

実施要綱第5の1の生産局長が別に定める各事業ごとの事業の細目及び具体的な 手続等については、次のとおりとする。

- 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- (1) 施設整備事業

別紙1に定めるとおりとする。

(2)機械導入事業

別紙2に定めるとおりとする。

(3)調査・実証・推進事業

ア 実証支援事業

別紙3に定めるとおりとする。

イ 全国推進事業

別紙3に定めるとおりとする。

- 2 畜産・酪農生産力強化特別対策事業 別紙4に定めるとおりとする。
- 3 畜産経営体質強化支援資金融通事業 別紙5に定めるとおりとする。

### 第6 事業評価等

実施要綱第5の2及び4の生産局長が別に定める事業評価等又は費用対効果分析の方法は、第5の1から3までの事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙5までに記載するとおりとする。

#### 第7 業務方法書の作成等

1 業務方法書の作成

基金管理団体は、実施要綱第6の生産局長が別に定める基金管理団体の業務方法 書を次に掲げる事項を内容として別添2により作成し、生産局長に提出するものと する。

- (1)造成した基金に関する事項
- (2) 事業計画の承認に関する事項
- (3) 補助金等の交付に関する事項
- (4) 事業の実施状況等の報告に関する事項
- (5) その他業務運営に必要な事項
- 2 業務方法書の承認及び変更
- (1) 生産局長は、基金管理団体から提出のあった1の業務方法書について、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、その旨を基金管

理団体に通知するものとする。

(2) 1及び2は、業務方法書の変更について準用する。

#### 第8 事業実施状況の報告等

- 1 実施要綱第7及び第8の生産局長が別に定める事業実施状況及び事業評価の報告は、実施要綱第4の1から3までの事業ごとに、それぞれ別紙1から5までに記載するとおりとする。
- 2 生産局長、地方農政局長、都道府県知事及び基金管理団体の長は、1の事業実施 状況及び事業評価の報告により、本事業の進捗や目標の達成状況を確認することと し、必要に応じて、事業実施主体やその他関係者に対し、助言又は指導を行うこと ができるものとする。

### 第9 交付対象経費等

1 実施要綱第10の2の(5)の生産局長が別に定める事務費の範囲は、次のとおりとする。

事務費の範囲	備考
旅費 人件費(事業実施のために追加的に必要となる業務(専門的知識・技術を要するもの等)について、当該業務に直接従事する者に支払う実働に応じた対価)賃金(日々雇用される雑役並びに事務補助員に対するもの)共済費報償費需用費役務費使用料及び賃借料システムの運営費(利子補給管理システムの開発及びそのシステムの運営に必要な経費(畜産経営体質強化支援資金融通事業に限る))委託料雑費	人件費の取扱いについては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)によること。

# 第10 基金管理団体による報告

実施要綱第10の3の基金管理団体による報告は、別記様式により、毎事業年度の翌年度6月30日までに国に提出するものとする。

#### 第11 不正行為に対する措置

生産局長、地方農政局長、都道府県知事及び基金管理団体の長は、事業実施団体 その他本事業による給付又は助成を受ける者が、本事業の実施に関連して不正な行 為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはそ の疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。この場合、都道府県知事又は基金管理団体の長は、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係、発生原因及び講じられた措置等について、生産局長又は地方農政局長に報告するものとする。

#### 第12 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この実施要領は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 本事業において、平成28年3月31日までの間に、農地法(昭和27年法律第229号) に基づく農業生産法人として各事業の要件を満たすと認められた者については、平 成28年4月1日以降においては、同法に基づく農地保有適格法人とみなす。

## 附則

この改正は、平成28年5月18日から施行する。